

お客様各位

株式会社アイ・グリッド・ソリューションズ

令和6年能登半島地震により被災されたお客さまに対する  
電気料金等の特別措置について

このたびの能登半島地震により被災されたお客様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、2024年1月の能登半島地震により災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域において被災されたお客様に対して、お申し出があった場合に下記の特別措置を講ずることとしましたので、お知らせいたします。

1. 対象地域

2024年1月1日に発生した能登半島地震において災害救助法が適用された地域およびその隣接する地域

※ 災害救助法の適用地域は別紙にてご確認ください。

2. 主な特別措置内容

①電気料金の支払期日の1か月間延長

被災されたお客さまの2023年12月分（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限ります。）、2024年1月分、2月分および3月分の電気料金の支払期日を各々1か月間延長いたします。

②不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6か月間に限り、電気料金は申し受けません。

③使用不能設備相当分の基本料金等の免除

電気設備の一部が被災により使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分の接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は、2024年7月末日まで申し受けません。

3. 特別措置のお申し込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客様は、下記までお問い合わせください。

スマ電サービスセンター 0120-905-973（月曜日～日曜日 10時～20時）

「当社と契約している」ことと「特別措置の申し込み」とお伝えください。

(※) クレジットカード、口座振替で電気料金をお支払いいただいているお客様においては、お申し出のタイミングによっては、既に決済手続きが完了している場合がございます。また、お支払い期限の延長を適用した場合は、コンビニ振込票または振込でのお支払いとなりますので、予めご了承ください。

別紙

◎東北電力ネットワーク管内

<災害救助法適用日：1月1日>

■災害救助法適用市町村

新潟県：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

■隣接市町村

新潟県：新発田市、小千谷市、十日町市、阿賀野市、魚沼市、北蒲原郡聖籠町、西蒲原郡弥彦村、南蒲原郡田上町、東蒲原郡阿賀町、南魚沼郡湯沢町、刈羽郡刈羽村

福島県：南会津郡只見町

◎北陸電力送配電管内

<災害救助法適用日：1月1日>

■災害救助法適用市町村

富山県：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

石川県：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

福井県：福井市、あわら市、坂井市

■隣接市町村

富山県：魚津市、下新川郡入善町

石川県：野々市市、能美郡川北町

福井県：大野市、勝山市、鯖江市、越前市、吉田郡永平寺町、今立郡池田町、丹生郡越前町

岐阜県：飛騨市（神岡町および宮川町の一部）

◎東京電力パワーグリッド管内

■隣接市町村

群馬県：利根郡みなかみ町

適用市町村、隣接市町村は追加される場合がございます。

最新の適用市町村は[こちら](#)からご確認いただけます。